

過所

及三關門、鑰亦同、(中略)謂内外百司及諸關坊市門等、官有門禁、皆是、亦謂食利之非施行者、

〔易林本節用集言久〕過書

〔武家名目抄職名十四〕宿次過書奉行

按宿次は驛路の意にして、過書は古の過所なり、所と書と音同じきが故に、俗誤て過書に作りしと見ゆ、此奉行はすべて、路次往還の事をつかさどり、過書を下せる有司なり、○下

〔南留別志〕過所とは關の切手なり、關の切手持ちたる船を過所船といふより、今は其名ばかり残り、

〔倭訓栞前編八〕くわそ 過所の音也、續日本紀、關市令、万葉集等に見えたり、釋名に、過所至關津以

示也、或云、傳過也、移所在、識以爲信と見えたり、今いふきつて也、東鑑には過書とも見えたり、朝野群載に過所牒見ゆ、○中 宗白曰、古書之帛爲、繻刻木爲契、二物通謂過所也、其所を過るは、官の處分なる故に過所といふ、

〔令義解職員一〕左京職右京職准此

大夫一人掌略 中左京過所事

攝津職帶津國

大夫一人掌略 中津濟過所事

大宰府帶筑前國

帥一人掌略 中過所事、大貳一人、掌同、帥、少貳二人、掌同、大貳

大國

守一人、掌略 中過所事、餘守准此、三關國又掌關、謂依律關者、檢判之處、是、及關契事、介一人、掌同、守、餘介

准此、○下